

令和8年度アウトリーチ（訪問）支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 業務名

新潟県アウトリーチ（訪問）支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 仕様

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託先選定数

2か所（対象地域が重複しないよう選定する。）

2 見積限度額

3,892,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、本業務委託のプロポーザルは、令和8年度当初予算の成立を前提として年度開始前の事前準備として実施するものであり、委託業務の中止又は内容等が変更となる可能性がある。この場合、企画提案者の損害は補償しない。

3 公募方法及びプロポーザル実施要領の交付

本プロポーザルは新潟県ホームページに掲載し、広く提案者を公募する。

(1) 公募方法

新潟県ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/>）に掲載する。

(2) 掲載期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月13日（金）まで

(3) 交付方法

新潟県ホームページ掲載のファイルをダウンロードすること。

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に掲げる暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては当該県税の未納がない者であること。

5 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ・アウトリーチ（訪問）支援業務委託公募型プロポーザル参加申込書（様式 1）
- ・法人等の概要が分かるリーフレット等
- ・県税未納が無い旨の証明書（新潟県の県税の納税義務を有する者のみ）

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）午後 5 時 15 分まで ※必着

(3) 提出場所

新潟県福祉保健部障害福祉課 いのちとこころの支援室

(4) 提出方法

持参又は書留による郵送。

※持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに限る。

(5) 参加辞退

提出後に申込みを辞退する場合は、必ず新潟県福祉保健部障害福祉課に連絡すること。

（連絡先）

新潟県福祉保健部障害福祉課 いのちとこころの支援室

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

電話 025-280-5201（直通）

※開庁時間は土・日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 実施要領の内容に対する質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式 2）を下記（2）質問提出先へ電子メール又は F A X で提出すること。

※ 件名は「アウトリーチ（訪問）支援業務委託質問」とすること。

※ 提出後、別途電話（025-280-5201）により提出した旨の連絡を行うこと。

※ セキュリティ対策により、URL が記載された電子メールを受信できない場合があるので留意すること。

※ 企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けないので、留意すること。

(2) 質問提出先

新潟県福祉保健部障害福祉課

担当：加藤

電子メール ngt040260@pref.niigata.lg.jp

F A X 0 2 5 - 2 8 3 - 2 0 6 2

(3) 受付期限

令和8年3月6日(金)午後5時15分必着

(4) 回答

令和8年3月10日(火)午後5時15分までに、新潟県ホームページにおいて回答を公開する。(同趣旨の質問はまとめて回答する。また、質問に対する回答事項は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。)

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるところにより企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書(7部)

- ①提案書は、原則A4縦、横書き、左綴じとし、表紙に「アウトリーチ(訪問)支援業務委託提案書」と記載し、余白に法人等の名称を表示すること。なお、文字サイズは12ポイント以上とすること。
- ②仕様書の内容及び以下について記載すること。
 - ・実施体制
 - ・その他仕様書に記載された内容

イ 見積書(任意様式、可能な限り詳細な内訳を記載)(元本1部、写し6部)

ウ 団体概要(様式3)(7部)

エ 類似業務実績一覧表(様式4)(7部)

(2) 提出期限

令和8年3月19日(木)午後5時15分まで ※必着

(3) 提出場所

新潟県福祉保健部障害福祉課

(4) 提出方法

持参又は書留による郵送

※持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに限る。

8 審査及び選定方法等

提出された企画提案書については、「アウトリーチ(訪問)支援業務委託に関する公募型プロポーザル審査会」(以下「審査会」という)で適正・公平に審査した上で、受託業者を選定する。なお、必要により企画提案書についてヒアリングを行うことがある。

(1) 選定方法

次に定める評価基準に基づき、審査会が提案内容を審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

審査項目	審査の視点	配点
企画	提案内容は事業目的に合致したもののか。	5
	提案内容に十分な実現可能性が認められるか。	5
	圏域内の市町村、相談支援事業者、保健所等との連携により適切な活動を実施するための創意工夫がされているか。	5
実施体制	業務を実施できる体制が確立されているか。	5
	過去に同様の支援業務に取り組んだ実績等があり、今回の業務を実施する上で豊富な知識を有しているか。	5
合 計		25

(3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に提案書を提出した者

(4) 選定結果の通知

選定結果は、応募者に対して文書で通知するとともに、新潟県ホームページにおいて公表する（審査経過については非公表）。

9 事業者選定までのスケジュール

- 令和8年2月27日（金） 募集公示、提案募集開始
- 令和8年3月6日（金） 質問書 提出期限
- 令和8年3月10日（火） 質問に対する回答（県ホームページ上に掲載）
- 令和8年3月13日（金） 参加申込書等の提出期限
- 令和8年3月19日（水） 企画提案書等の提出期限
- 令和8年3月30日（月） 審査結果の通知・公表（予定）
- 令和8年4月1日（水） 契約（予定）

10 契約の締結

(1) 契約締結の交渉

県は、審査会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

11 著作権等

(1) 本業務の成果品に係る著作権(作成過程で作られた素材等の著作権も含む。)及びその権利は、すべて新潟県及び委託者に無償で譲渡するものとする。

ただし、委託者と受託者の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。

(2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他権利についての交渉・処理は受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。

12 その他の留意事項

(1) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用(旅費、通信費を含む。)は、提出者の負担とする。

(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

(3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された参加申込書、提案書等は返却しない。

(5) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(参考) 地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。